

令和3年2月1日

公 告

分任契約担当官
自衛隊神奈川地方協力本部長 夏 井 隆



一般競争入札の実施について、下記のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：本部庁舎で使用する電気
- (2) 規格等：仕様書のとおり
- (3) 使用期間：令和3年4月1日 00:00～令和4年3月31日 24:00
- (4) 納地：自衛隊神奈川地方協力本部

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の全省府統一資格の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「物品の販売」の等級が「A」「B」「C」または「D」であり、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。
- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任契約担当官が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し入札適合条件を満たすこと。
- (9) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組みの状況に関する条件」の基準を満たす「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」（別紙様式第1、第2）を提出した者であること。
- (10) 「RE100 THCHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とすること。

3 契約条項等を示す場所

自衛隊神奈川地方協力本部総務課事務室

4 競争入札を実施する場所及び日時

- (1) 場所：自衛隊神奈川地方協力本部4F（横浜市中区山下町253-2）
- (2) 日時：令和3年2月15日（月）14時00分～

5 落札決定の方法

- (1) 年間総価格で予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ官側が仕様書に掲示する毎月の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価格を入札金額とすること。また、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格に達しない場合、再度入札を実施する。この際、初度入札で郵便等による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 場所：自衛隊神奈川地方協力本部4F（横浜市中区山下町253-2）
 - イ 日時：令和3年2月16日（火）14時00分～
- (5) 同額の最低入札者がいる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が契約を結ばない場合は、落札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者がその義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を契約違約金として徴収する。

7 入札書に記載すべき事項

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項に定める事項について誓約いたします。」

8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者がした入札。
- (2) 入札に関する条項に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札。
- (4) 電報、電話、及びFAXの入札。
- (5) 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約の虚偽があった場合の入札。
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は遅滞なく契約書を作成提出すること。
- (2) 契約書の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

10 その他の事項

- (1) 代理による入札参加者は、入札時までに「入札委任状」を提出すること。
- (2) 入札に参加するものは、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度の資格審査結果通知書（写）を速やかに官側に提出するものとする。
- (3) 郵便等による不在入札は、入札日前日17時までの必着分のみ有効とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。また、送付した際は電話で下記まで連絡すること。

11 問合せ先

- (1) 入札に関する事項の問い合わせ先
自衛隊神奈川地方協力本部総務課会計班（担当：込山）
TEL 045-662-9426（直通） FAX 045-662-9498
- (2) 仕様書に関する事項の問い合わせ先
自衛隊神奈川地方協力本部総務課管理班（担当：松井）
TEL 045-662-9426（直通） FAX 045-662-9498

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和元年度 1kwh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要 素	区 分	得 点
① 令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.625 以上 0.810 未満	20
	0.810 以上	0
	0.675%以上	10
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
	7.50%以上	20
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売り営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期(事業開始日から 1 年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものと見なす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているか確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)別紙の「各用語の定義」

① 令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和元年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。</p> <p>令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和元年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(需要端)} \\ \text{令和元年度の未利用エネルギー} = \frac{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))</p> <p>3. をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。) 第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。) ③ 高炉ガス又は副生ガス <p>4. 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>5. 令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③ 令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)} = \frac{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}}{\textcircled{6}} \times 100$ <p>① 令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>② 令和元年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和元年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生可能エネルギーとはFIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー一源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランスマス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2. 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 令和元年度の供給電力量に(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組みについて、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行なう等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

日 月 年

書画計劃當定電源

分任契約担当官 殿 隆 夏井

所名
住會社
代表者

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、年度に以下のとおりに電力を供給することを計画する。に移転する計画である。

力 定 電 約 予 製 純 需 要 施 設 住 所

2 年 供給期間

再生可能エネルギーの内訳は、水力発電が最も多く、次いで太陽光発電と風力発電である。

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（月）

電氣工程再工次

2 証書に上る環境価値移転量（環境価値をもつ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

總計 (kWh)

適合証明書

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊神奈川地方協力本部長
夏井 隆 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
① ホームページ ② パンフレット ③ チラシ ④ その他()	

2 令和元年度の状況

項目	自社の基準値	点数
① 令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有無	点数
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④の合計点数	
------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期(事業開始日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類及び別紙様式第1特定電源割当計画書、別紙様式第2再生可能エネルギー由来電力量の内訳を添付すること。

仕様書

1 概要

- (1) 件名 本部庁舎で使用する電気
(2) 需要場所 神奈川県横浜市中区山下町253-2
自衛隊神奈川地方協力本部庁舎
(3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
エ 標準周波数 50Hz
オ 電気方式 1回線受電方式
カ 蓄熱式負荷設備の有無 有

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 常時電力 100kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の
最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
イ 予定使用電力量 192,600kWh
(月別の予定使用電力量は別紙第1のとおり。)

(3) 供給電気の種類等

- ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供
給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。
参照「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確
認できる資料を、甲に書面で提出することとする。
(別紙第2「特定電源割当証明書様式例」を基準とするが必要項目が満たさ
れていれば様式随意可)

(4) 使用期間

自 令和3年4月 1日 0時00分
至 令和4年3月31日24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
イ 電力会社の検針方法 遠隔検針又は訪問検針
ウ 電力量計構成 複合計器・無線通信装置
(ア) 機器 (株) 東芝 屋内耐候型変成器付複合計器（普通級）
(イ) 形式 SM3ER-R型 交流3相3線式
100ボルト 5アンペア 50ヘルツ
(ウ) 計器定数 1,000パレス/キロワット秒
1,000パレス/キロバール秒
パレス定数 50,000/kWh (パレス記号MM)
記録型計器（通信機能無）

- (6) 需給地点
東京電力株式会社の供給用配電箱における東京電力株式会社の母線と自衛隊神奈川地方協力本部の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書の定めのないその他の供給条件については、関東管内的一般電気事業者が定める特定の規模需要の標準供給条件による。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 本契約については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日閣議決定）
 - 2.(1)にいう据切り方式による。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合については別途協議を行うものとする。

月別使用予定電力量
(令和3年4月～令和4年3月)

年 月	予定使用電力量 (kW h)	備 考
令和3年4月	13,800	
令和3年5月	10,400	
令和3年6月	14,200	
令和3年7月	14,900	
令和3年8月	18,000	
令和3年9月	15,900	
令和3年10月	13,200	
令和3年11月	13,700	
令和3年12月	18,700	前年度実績
令和4年1月	21,400	
令和4年2月	19,400	
令和4年3月	19,000	
合 計	192,600	

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

機

○○県○○市○○
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号	○○○○
需要施設名	○○○○
需要施設住所	○○県○○市○○
契約電力	○○○○ kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再工ネ電氣

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

総計 (kWh)